

諮問番号：令和元年度諮問第1号

答申番号：令和元年度答申第1号

答 申 書

第1 箕面市行政不服審査会の結論

箕面市長が審査請求人 ●●●● 氏に対して行った身体障害者手帳の交付に係る非該当処分（平成31年3月29日付け箕健広福第9-3号。以下「本件処分」という。）に対する審査請求は、棄却することが相当である。

第2 諮問に至るまでの経過

1 審査請求人は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、平成30年12月12日、処分庁である箕面市長（以下「処分庁」という。）に対して、「身体障害者手帳交付等申請（届出）書」を提出し、処分庁は、同日、これを受け付けた。審査請求人は、当該申請書の提出の際、同条第1項及び第3項の規定により国立研究開発法人国立循環器病研究センターの担当医師（以下「担当医師」という。）が記載した「身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害用）」（18歳以上用のもの。以下「診断書・意見書」という。）を添付した。申請時に添付された診断書・意見書（以下「申請時診断書・意見書」という。）によると、審査請求人の障害の程度は、同法別表に掲げる障害に該当し、4級相当である旨が記載されていた。

2 処分庁は、申請時診断書・意見書に記載された「4. 活動能力の程度」についての所見が、「身体障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について（平成15年1月10日障発第0110001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」別紙の身体障害認定基準（以下「認定基準」という。）及び「身体障害認定基準の取扱い（身体障害認定要領）について（平成15年1月10日障企発第0110001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）」別紙の身体障害認定要領（以下「要領」という。）に照らして疑義があり、また、「身体障害認定基準等の取扱いに関する疑義について（平成15年2月27日障企発第0227001号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）」中の質疑に対する回答内容（以下「質疑応答」という。）と照らしても疑義があった。

質疑応答は、「先天性心疾患による心臓機能障害を持つ者が満18歳以降に新規で手帳申請した場合は、18歳以上用の診断書・意見書及び認定基準を使うことが原則であるが、成長の度合等により18歳以上用のものを使うことが不適当な場合は、適宜18歳未満用のものを使って判定することも可能である」

という内容である。

そのため、「身体障害者手帳に係る交付手続き及び医師の指定に関する取扱いについて」（平成21年12月24日障発1224第3号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第1-2-(1)の医師に対する照会手続きにより、平成31年1月15日、申請時診断書・意見書の原本と、参考に「身体障害者診断書・意見書（心臓機能（18歳未満）障害用）」（以下「18歳未満用診断書・意見書」という。）の用紙を添付し、担当医師に対して、確認、追記等を求める文書を送付した。【1回目の返却】

- 3 同年1月29日、処分庁は、担当医師から18歳未満用診断書・意見書に記載されたもの（以下「修正診断書・意見書」という。）の提出を受けた。その際、申請時診断書・意見書の返送は無かった。
- 4 処分庁は、提出された修正診断書・意見書が18歳未満用であることと、修正診断書・意見書に記載された所見が身体障害認定基準及び要領に合致しているかについて疑義があったため、同年1月31日、修正診断書・意見書を添付し、担当医師に対して、確認並びに18歳以上用のものを用いることが不相当であると判断した理由等必要な事項の追記を求める文書を送付した。

【2回目の返却】

- 5 同年2月13日、処分庁は、担当医師から修正診断書・意見書を訂正及び追記したもの（以下「最終診断書・意見書」という。）の再提出を受けた。最終診断書・意見書によると、審査請求人の障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと訂正されていた。
- 6 同年2月20日、処分庁は、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第5条第1項の規定により、大阪府社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会（以下「府審議会」という。）に諮問した。
- 7 同年3月15日、処分庁は、府審議会から、身体障害者手帳診断書の審査結果については担当医師の判断が該当しないとあるため非該当である旨の同年3月11日付け答申を受けとった。
- 8 処分庁は、審査の結果、身体障害者手帳を交付しないことと決定し、身体障害者福祉法第15条第5項の規定により、同年3月29日、理由を付した本件処分の審査請求人宛て通知文を作成した。
- 9 同年4月12日、処分庁は、当該通知文を審査請求人に発送した。
- 10 審査請求人は、令和元年7月5日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第19条の規定に基づき、審査庁である箕面市長（以下「審査庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 11 審査庁は、同年7月5日に本件審査請求を受け付け、同月31日に行政不服審査法第9条第1項の規定に基づき審理員を指名した。
- 12 審理員は、同年9月17日、行政不服審査法第42条第2項の規定に基づ

き、審査庁に対して審理員意見書及び事件記録（審査請求書及び同年8月13日付け弁明書）（以下「審理員意見書等」という。）を提出した。

- 1.3 審査庁は、審理員意見書等の内容をふまえ、同年10月2日、行政不服審査法第43条第1項の規定に基づき、箕面市行政不服審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求は棄却されるべきであるとして諮問した。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の審査請求書による主張

本件処分は、その理由の記載で「18歳未満用診断書・意見書による場合、最も軽度の4級に該当する障害は『症状に応じて医療を要するか少なくとも、1～3か月毎の間隔の観察』を要することが前提となっている」としている。

しかし、本件処分の根拠となる診断書・意見書に関して、審査請求人は18歳以上であり、本来であれば18歳以上用のものを使うことが原則であるが、身体障害者手帳の交付申請時に確認したところ、明確な理由なく18歳未満用診断書・意見書を作成するよう指示された。要領においては、18歳未満と18歳以上で判断基準が異なることとなっており、本来であれば18歳以上用の診断書・意見書で判断すべきであるから、身体障害者福祉法第15条の身体障害者手帳交付審査に違反しており、違法である。

本件処分により、審査請求人は、身体障害者が健常者と同等の生活を送るために最低限必要な援助を受ける権利を侵害されている。

以上の点から、本件処分の取消しを求めるものである。

2 処分庁の弁明書による主張

本件処分については、次の（1）及び（2）のとおり、法に基づき適正に執行されたものであり、交付申請の審査が障害者福祉法第15条に違反して違法であるとの主張は該当せず、本件処分に至る経過においても、不当な点は何ら存在しない。また、本件処分に対する審査請求書が提出され、審査請求内容を確認した後においても、何ら違法不当はない。よって、本件処分を取り消す理由はない。

（1）18歳未満用診断書・意見書への変更について

申請時診断書・意見書は、18歳以上用を使用していた。そこに記載された「4. 活動能力の程度」についての所見が「ア」（家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又これらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの）とされており、18歳以上で活動能力の程度が「ア」に該当する所見では、要領第5-1-(2)によると、非該当となる。しかし、要領第5-2-(3)によると「活動能力が『ア』（18歳未満の場合は養護の区分の(1))であっても、客観的な所見か

ら、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、「機械的に非該当とせず、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる」とされているため、疑義が生じた。併せて、申請時診断書・意見書に原因疾病を「先天性心疾患」とする記載があることから、質疑応答と照らしても疑義があったため、第2の2のとおり担当医師に対して文書を送付した。これが1回目の返却を行った理由である。

その結果、第2の3のとおり、処分庁は、同年1月29日、担当医師から、修正診断書・意見書の提出を受けたが、申請時診断書・意見書の返送が無かったことを踏まえ、18歳未満用の修正診断書・意見書を使用して判定を進めることとした。

以上の経過により審査を行ったので、審査請求人の「明確な理由なく18歳未満用診断書・意見書を作成するよう指示された」との指摘は該当せず、18歳未満用診断書・意見書を使用して判定したことは正当である。

(2) 身体障害者手帳に係る非該当処分の決定について

修正診断書・意見書の提出を受け、質疑応答の内容を踏まえて、満19歳の審査請求人に対して18歳未満用診断書・意見書を使用しているため、18歳以上用のものを用いることが不相当であると判断した理由の記載を担当医師に対して求めたものである。また、修正診断書・意見書における「3. 養護の区分」における所見が「(1) 6ヶ月～1年毎の観察」にされており、要領第5-1-(2)によると4級に相当する障害には非該当となる程度であったので、所見及び意見等級を確認するため、第2の4のとおり担当医師に対して文書を送付した。これが2回目の返却を行った理由である。

その結果、第2の5のとおり、処分庁は、同年2月13日、担当医師から、最終診断書・意見書の再提出を受けた。最終診断書・意見書によると、審査請求人の障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと訂正されていた。

そのため、第2の6及び7のとおり、同年2月20日、処分庁は、府審議会に諮問し、同年3月15日、審査請求人の障害については非該当である旨の答申を受け取った。

本件処分は、担当医師から提出された最終診断書・意見書を基に、府審議会の審議を経た答申内容を踏まえ、決定したものである。

第4 審理員意見書の要旨

第2「諮問に至るまでの経過」第1項ないし第10項の事実が認定され、下記1及び2のとおり本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

1 18歳未満用診断書・意見書への変更について

(1) 第2「諮問に至るまでの経過」第2項ないし第5項の経緯に照らせば、処

分庁が身体障害者手帳不交付の決定に際して18歳未満用診断書・意見書を使用するに至る経緯は以下のとおりである。

ア 処分庁は、認定基準、要領及び質疑応答に照らして、申請時診断書・意見書の記載内容に疑義があったため、担当医師にかかる疑義について照会したが、その際、参考として、審査請求人が当時19歳であったこと、及び審査請求人の原因疾病が「先天性心疾患」とされていることを考慮して、18歳未満用診断書・意見書によることも可能であることを示唆した。

イ これに対し、担当医師から、18歳未満用診断書・意見書に記載された修正診断書・意見書の提出があった。その際、担当医師から申請時診断書・意見書の返送はなかった。

ウ しかし、修正診断書・意見書の記載内容についても所見欄の記載が認定基準及び要領に合致しない疑義があったため、処分庁は再度かかる疑義及び18歳以上用の診断書・意見書を用いないことが適当であると判断した理由等について照会した。

エ この照会に対し、担当医師から最終診断書・意見書の送付を受けたが、最終診断書・意見書では、審査請求人の障害の程度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しないと訂正されていた。

オ 処分庁は、かかる最終診断書・意見書をもとに、府審議会に諮問の上、審査請求人に関しては身体障害者手帳を不交付とする決定を下した。

(2) 質疑応答によれば、「先天性心疾患による心臓機能障害を持つ者が満18歳以降に新規で手帳申請した場合は、18歳以上用の診断書・意見書及び認定基準を使うことが原則であるが、成長の度合い等により18歳以上用のものを使うことが不適当な場合は、適宜18歳未満用のものを使って判定することも可能である」旨が記載されており、また、要領第5-2-(3)において「活動能力が『ア』（18歳未満の場合は養護の区分の(1))であっても、客観的な所見から、相当程度の心臓障害の存在が十分にうかがえるような場合には、機械的に非該当とせず、念のために活動能力を確認するなどの取扱いが望まれる」とされていることから、処分庁が申請時診断書・意見書に関する疑義を担当医師に照会するにあたり、審査請求人に関して18歳未満用診断書・意見書を使用することも可能であることを示唆することは、上記法令に沿ったものといえ手続上違法な点はない。

(3) また、審査請求人に関して身体障害者手帳を不交付とした判断にあたり、18歳未満用である最終診断書・意見書を用いたことも、上記(1)アないしエの経緯に照らせば、担当医師が18歳未満用診断書・意見書を用いることが適当と判断し、処分庁がその判断を尊重したものといえ、違法な点は認められない。

2 身体障害者手帳に係る非該当処分の決定について

最終診断書・意見書によれば、担当医師の意見として審査請求人の障害の程

度は身体障害者福祉法別表に掲げる障害には該当しないとされており、また所見欄の記載内容からも身体障害者福祉法別表に掲げる障害に該当しない。

したがって、これをもとに、府審議会に諮問の上で、非該当処分とした決定に違法な点は認められない。

第5 審査会における調査審議の経過

- 1 当審査会は、令和元年10月2日、諮問書及び審理員意見書等の写しの提出を受け、その内容を検討した。
- 2 当審査会は、令和元年10月3日、審査請求人及び審査庁に対して、行政不服審査法第81条第3項で準用する同法第76条の規定に基づき主張書面又は資料の提出ができる旨を通知したが、いずれも提出はなかった。
また、同法第81条第3項で準用する同法第75条の規定に基づく口頭意見陳述の申立てもなかった。
- 3 当審査会は、令和元年10月24日、上記2を踏まえて諮問内容を検討した。

第6 審査会の判断の理由

当審査会の調査審議の経過において、審査請求人の主張に理由があることを裏付ける新たな証拠等はなく、また、身体障害者手帳の適正な交付の見地から検討すると、本件処分の根拠となった担当医師作成の18歳未満用診断書・意見書は、処分庁からの関係法令を踏まえた複数回の指摘を経た上で作成されたものであって不合理な点は認められないから、審理員意見書の検討及び判断は相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められないと判断し、「第1 箕面市行政不服審査会の結論」のとおり答申する。

以上